

生命保険事業の将来動向と簡易保険事業の役割

昭和60年4月12日

国営任意生命保険の将来展望
に関する調査研究会（郵政省）

はしがき

当調査研究会は、大きな構造変化を示しつつある社会・経済等生命保険事業をとりまく環境の長期的変化を予測し、21世紀初頭における生命保険事業の将来動向を踏まえ、簡易保険事業の将来展望を行う目的をもって昭和57年10月発足した。

この調査研究は、全員で検討した研究プランに基づき、社会保障論、金融論、社会学、保険論、財政論、公企業論及び産業組織論の立場から多面的にアプローチし、それぞれの研究担当者が、それぞれの分野にそって基礎的研究を実施するとともに、その研究成果を全研究者が、将来展望の視点を踏まえつつ更に検討を加えるという方法により実施された。

研究成果の一部は、すでに昭和59年6月「中間報告」、昭和59年9月「生活設計に関する国民の意識」として発表されたところであるが、今回、すべての研究プランが完了したことにより、これらの研究成果及び討論の成果に基づき「生命保険事業の将来動向と簡易保険事業の役割」として報告書をまとめることとした。本報告書はその意味において当調査研究会の総合的なまとめとして位置づけられるものである。

なお、各分野における研究の成果は、本報告書と一体のものであるが、今回その概要を「研究報告概要」としてとりまとめた。

最後に、本研究の遂行に当たり多くの方々にご協力をいただいた。これらの方々のご協力に対し厚く御礼申し上げます。

昭和60年4月12日

国営任意生命保険の将来展望に関する
調査研究会

座長 木下和夫（大阪大学名誉教授）

副座長 原司郎（横浜市立大学教授）

香西泰（東京工業大学教授）

地主重美（千葉大学教授）

富永健一（東京大学教授）

野口悠紀雄（一橋大学教授）

広海孝一（一橋大学教授）

間々田孝夫（金沢大学助教）

宮川公男（一橋大学教授）

（座長、副座長を除くメンバーは五十音順）

基本的視点

21世紀に向けて簡易保険事業の将来展望を行うに際し、各分野における研究の成果より、国民生活の変化に関する基本的な流れを抽出し、その変化が生命保険事業に対する国民のニーズ、要望に対してどのような影響を与えるか、及び生命保険事業の中で簡易保険事業の役割をこれらの変化の中でどのように考えるかを分析することを検討の基本においた。

すなわち、長期的展望を行うに当たっては、国民生活の変化を見定め、その変化より生じる国民の生命保険事業へのニーズを予測することが重要であり、そのニーズに対し、生命保険事業が的確に対応することを要請するという立場にたって展望を行おうとするものである。

また、これらのニーズや要望は、今後生じる大きな変化に直面する現在の働き手自身のものであることを念頭においている。

以上の意味において、本報告書は、提言的意味合いの濃いものである。

なお、本報告書の構成は次のとおりである。

まず、国民生活の変化と生命保険事業のかかわりを人口の年齢構造の変化、技術革新、金融の自由化・国際化の三つの側面から検討し（第1節）、次にこれらの変化に起因する主要な社会経済環境について実証的分析を実施し（第2節）、この結果を踏まえて、消費者のニーズの変化を各方面にわたって分析した（第3節）。この消費者ニーズの変化と生命保険事業への要望の増大に伴い、今後の生命保険事業の担い手のあり方を検討し（第4節）、その中で簡易保険事業の役割と課題について述べている（第5節）。最後に、今後の超高齢化社会を迎える

に、当たって検討されるべき新たなサービス分野の開発について提言を行っている（第6節）。

1 国民生活の変化と生命保険事業

(1) 人口の年齢構造の変化と生命保険

人口の年齢構造の変化は、社会・経済システムに影響を与えるのみならず、社会経済要因の変動は年齢構造を含む人口変動にインパクトを与える。経済発展が進むと、低出生、低死亡のパターンが定着し、人口成長率が鈍化するのみならず、年少人口が相対的に減少し、高齢人口が相対的に増加することにより、人口高齢化現象が出現する。すなわち、経済が発展すると年齢構造転換は人口転換過程において避けることができない必然的な結果であると言われている。

我が国の年齢構造は、産業化の進展をうけて急速な変化をみせ、とりわけ今後21世紀に向けて世界で例のない超高齢化社会の出現が予測されている。

これまでの人口の年齢構造の変化と生命保険事業との関連をみると、従属人口指数が70%、うち年少人口が60%を越えた大正初期において簡易保険が創設され著しい発展をみたこと（最盛期9千万件）、昭和30年代以降、産業化の進展に伴い、従属人口指数が低下する中で、定期付養老保険を中心とした高保障商品が急速な拡大をみたこと、昭和50年代後半において高齢化が進展する中で、個人年金が新たに改善され著しい進展を示しつつあること等は、人口の年齢構造の変化と生命保険事業のかかわりが深いものであることを示しているといえる。

このように、今後、年齢構造の変化に伴い、生命保険・個人年金に対するニーズの増大と多様化が予想され、また新しい分野のニーズが発生してくると考えられる。とりわけ、今後21世紀にむかって我が国において必然的に生じる超高齢化社会に対し、生命保険事業がいかにかたえていくかは、国民生活にとっても極めて重要である。

(2) 技術革新と生命保険

ア エレクトロニクス技術の発展と高度情報社会

エレクトロニクス技術の発展、電気通信の自由化をうけて、今後、高度情報社会が建設されてくると考えられ、ホームバンキング、ホームショッピング等情報ネットワーク化はいずれ家庭にまで及んでくると予想される。また、これらのエレクトロニクス技術の進歩、発展は更に急速になるものと予想される。我が国の直面している人口の年齢構造の急速な高齢化と同時代にこれらの変化が生じるということは極めて重要な意味をもつ。

また、エレクトロニクス技術の進展により、例えば金融、保険分野でみると、事務処理の効率化、迅速化、省力化を目指した段階（第一次オンライン）から、事務処理範囲の拡充、一層の効率化、迅速化の時期（第二次オンライン）を経て、サービスの拡充、強化の方向（第三次オンライン）に向けて急速な変化が生じてきている。今後、エレクトロニクス化により技術的な障害を乗り越え、各種商品サービスの組み合わせ等、複雑な構造をもつ多種多様な商品の開発が容易に行い

うることとなる。

また、これにより、従来、技術性、専門性の高いものであった生命保険法理、生命保険数理に基づく商品設計が、ソフトウェア化される過程において、生命保険事業のみならず広く他事業にも開放されてくることに注目する必要がある。

イ 医療技術の進歩

医療技術の進歩は、バイオテクノロジーの進展とあいまって、長寿化、高齢化を一層推し進めるとともに、これに伴い多様化、細分化した新しい保険ニーズが発生してくると考えられる。また、健康な老後生活を求める気運が一層促進され、健康・保健分野に対する関心が、余暇の活用等の精神面での充実とともに高まってこよう。とりわけ、医療費問題、介護問題、健康の維持・増進問題とのかかわりの中で、生命保険事業に対する新しい要望が生じてくると考えられる。

(3) 金融の自由化、国際化と生命保険

金融の自由化、国際化は、日本経済の著しい発展や世界経済の中に占めるウエイトの増大の中で、エレクトロニクス化の発展とあいまって本格的に進展し、もはや後戻りのできない方向として定着しつつあり、生命保険事業の分野においてもその例外ではあり得ず、外国企業や他業種からの参入が行われると考えられる。

とりわけ、商品面において、消費者の金利選好、収益性志向への傾斜等をうけて、生命保険商品と金融商品は実質的に同質化

への傾向が進み、生保産業と他産業との競争が生じてくると考えられる。

また同時に、資金運用面においても、金利選好、収益性重視の動きが強まっており、これまでは、貸し出し中心の運用が行われてきたが、今後は各種金利の変動に対応して、資金運用も多様化、流動化していくことになる。

また、この結果、エレクトロニクス化の影響において既述したように、商品面での保険商品と金融商品の同質化が進むとすれば、生命保険商品の実質的な短期商品化をきたし、生命保険としての本質的な長期にわたる安定的な保障システムに変質を与えることも懸念される。

このようなことから、生命保険事業は、従前にみられるような安定した商品提供者のポジションから、消費者の選択にさらされる、いわば、「経済の質を問われる」、ことになると考えられる。

2 社会経済環境の変化の分析

人口高齢化によってもたらされる問題は多方面にわたり、消費、貯蓄、雇用、年金、保健、医療、その他サービス等、影響するところは大きい。また、エレクトロニクス化、金融の自由化等の変化はこれを更に加速する。これらについて今回の調査研究により分析された主な問題点は次のとおりである。

(1) 公的年金制度

公的年金は、人口高齢化と公的年金制度の成熟化に伴い、年金給付率（老齢年金受給者一人当たり給付費／就業者一人当たり国民総生産）は急増を続けており、将来的

に公的年金財政の悪化により深刻な事態が予想されている。特に年金給付率の急速な上昇によって、老後生活の基礎的条件としての社会的に妥当な水準を超えるような段階に入り、見直しが行われるようになり、とりわけ給付率ないし給付水準の妥当性、費用負担の可能性、給付・負担の世代間公平性をめぐって現行制度の再評価が行われている。

実証分析によると、公的年金の規模（年金給付費／国民総生産）は必然的に拡大する方向にあることが明らかにされたが、このため、今後における公的年金制度の改革により給付率の引下げ、支給開始年齢の引上げ等が不可避となり、個人は自助努力により老後貯蓄の補完機能を強化せざるを得なくなっている。

また、現行公的年金制度は、所得の世代間再分配機能を担っているが、公的年金の内部収益率をみると、現在の受給者を含めて高齢世代の内部収益率が極めて高く、若年世代になるにつれて急速に低下し、将来的には、名目で市場利子率ないしそれ以下にまで低下すると考えられる。このような内部収益率の低下は、今後公的年金の機能を老後生活の基礎的な条件確保に限定する方向に導くことになると考えられ、老後生活の安定のため個人貯蓄の役割は一層高まることとなる。

(2) 医療保険制度

医療保障の中心を担う医療保険についても公的年金同様の問題がある。現在、医療費の増嵩はやや鎮静化しているものの、その費用の3分の1は高齢者に向けられてい

る。したがって高齢化が更に進展することによって医療費の増嵩はさけられず、将来的には受給者負担の引上げは今後とも不可避となる。特に高齢の寝たきり老人に対する介護問題は深刻化するものと予想され、これら医療保険分野に関する私的保険の参入が要請されてくる。

(3) 公的年金資産と一般の金融資産

年金制度の存在が家計の貯蓄行動にどのような影響を与えるかを総理府貯蓄動向調査（昭和56年）の個票データを用い、特に、公的年金の影響について分析を行った結果、公的年金資産と一般の金融資産との間の代替関係が実証的に確かめられた。すなわち、国民は貯蓄の決定に当たり、年金資産を老後生活の原資の一部とみなしていることが明らかとなったといえる。我が国の公的年金は「修正積立方式」により運用されているといわれるが、その実態は賦課方式に近い。したがって公的年金制度の拡充によって家計貯蓄が減少すると、それを補う政府貯蓄増が存在せず、経済全体としての貯蓄が減少することになり、高齢化によってこれが一層推進されると考えられる。

資本蓄積の減少を通ずる社会全体としての生産性の低下を未然に防ぐには、公的年金の財政方式を積立方式に近づけることが考えられる。しかし、このためには保険料の大幅な引上げが必要となるが、一方これは高齢化の進展からみて極めて困難である。したがって現実的な方法としては、公的年金の給付水準を見直し、私的年金（含生命保険）で補完される方向づけが考えられる。私的年金は、それが民間の機関によって提

供されるものであれ、公的機関で提供されるものであれ、財政的には完全積立方式をとっているから、社会全体の貯蓄の減少という問題は回避される。

こうした観点からすると、税制面において私的年金や生命保険を奨励するための措置がとられてよい。現行制度下においては、公的年金は拠出時に所得控除（雇用主負担分については法人税の損金算入）が認められ、給付時には給与所得控除が認められることから事実上の非課税になっている。これに対し私的年金や生命保険は、一定の措置がなされているものの公的年金との隔たりは大きい。今後の急速な高齢化に対し公的年金を補完するものとして私的年金の拡大を指向するのであれば、最低限、公的年金との間の税制上の不均衡は是正される必要がある。

(4) 家族生活

家族・親族は、人類の最も普遍的なかつ最も古くから存在しつづけた集団である。しかし、それは現在多くの先進産業社会で機能的に縮小し、構造的に解体しつつある。その影響は特に高齢者に現れており、これが高齢者に対する社会保障を必要とするようになった一つの要因である。しかし、公的年金における負担の不公平問題は、次の世代の財政負担能力と密接な関係をもっており、その公的移転に限界があるとすれば、高齢人口の扶養には家族を中心とした私的な所得移転を行うメカニズムが必要となり、再び家族の役割が強化される必要がでてくる。しかし、家族形態が核家族へと移行してきた現在、家族を中心とする私的移転メ

カニズムにどれほど期待することができるだろうか。

家族生活について、「生活設計に関する国民の意識調査」（昭和58年10月）により分析を行った結果、核家族の比率は、50歳代から減少し、直系家族に吸収されているが、一方において、単身で生活している人の比率は50歳代から急増しており、核家族化の進展によって子供が結婚して出ていったあと配偶者に死別した人が、もはや親族によって包まれなくなっていく傾向が示されている。

核家族化は、農業以外のあらゆる職業従事者の家族において進んでおり、都市規模が大きいほど進んでいる。親子の別居は、勤務等の事情から地理的に離れて生活せざるを得ないために生じていると考えられ、親族解体の大きな理由は、産業化に伴う地理的移動にあるといえる。ただ、別居の場合の親の生活形態をみると、親が単独で生活している割合は、兄弟などによって引き取られるケースが多いため、核家族の進展から連想されるほど高くはない。

また、親との同居問題に関する国民の意識については、自分が子供の立場に立った場合、親と一緒に住む方がよいという気持ちは日本人にはまだ依然としてかなり強く、別居派は20歳代にはある程度多いが、中年以降急速に減る。ただ女性の場合、自分の親でなくて配偶者の親と一緒に住むことが多いため、男性に比して別居派が多い。他方、自分が親の立場に立った場合には、別居派がはるかにふえて半数近くに達し、これに条件付別居派を加えれば別居派が60%になる。特に女性には別居派が多い。しか

し、50歳代になると同居派が急に増えて別居派を上回るようになる。問題はこのパターンが今後とも持続するか否かであって、もし持続すれば、日本社会の親族集団の解体はあるところで止まるということになるかもしれない。

(5) 生活保障

また、老後生活に対する備えについてみると、公的年金については、55歳以上の受給世帯では月額12万8千円（夫婦合計）受給しているが、これにより生活費の「ほぼ半分」以上を賄えるものは6割に達している。一方、55歳未満の加入世帯に老後予想を尋ねた結果、公的年金の受給だけで「ほぼ半分」以上賄えると思うという人は約35%と少なくなっている。希望年金受給額は、受給世帯（熟老年層）で平均18万9千円、加入世帯（青壮年層）で19万5千円で両者の間でそれほど差がなく、経済生活に対して青壮年層は堅実な見方をしていることがわかる。また、生活費の不足分については55歳未満の加入世帯では子供の援助に頼らず、預貯金や生命保険・個人年金等の自助努力により補おうとしている。さらに、入院のための準備の中心は、貯蓄と疾病保険によるものが多い。

(6) 個人の金融資産選択の変化

個人の金利選好の高まりには、家計の所得構造の変化と、平均寿命の伸長による個人のライフサイクルの変化が大きな要因となっているものとみなされる。

高度成長期において日本の家計貯蓄率は極めて高かったが、金利選好はそれほど目

立たなかった。これは、所得や資産蓄積のレベルが低く流動性への配慮が強かったこと、年功賃金体系によって所得の上昇が保障されていたことなどの理由によるものと思われる。そのため金融資産を出来るだけ有利に運用しようという志向はそれほど強くなかった。

金利選好が高まったのは、金融資産の蓄積が進み、金融資産・所得比率が高まったことによるところが大きい。更に、昭和48年の第一次石油ショック時の狂乱物価と、それによる「預貯金の目減り」を体験したことなどを一つのきっかけにするものであった。

その後、経済の低成長と租税・社会保険料率の上昇による実質可処分所得の低迷、それに年功賃金体系の後退による将来所得上昇への期待感の低下が、手持ちの金融資産を出来るだけ有利に運用して、少しでも家計にプラスしようとする高利回り志向を生む一つの要因となっていると思われる。

他方、平均寿命の伸長による労働からの引退後の老後期間の長期化は、個人の長期的生活設計への関心を高めている。このため、長い老後生活のための生活費の確保が重要な課題になってきている。

また、今後、21世紀にかけて老年人口が急速に増大するため、老後の生活費を社会保障に多くは頼れないだけでなく、退職金などの企業保障も後退することが懸念されている。

このような高齢化社会への移行に伴う老後の生活への配慮が、自助努力による老後の生活防衛のための金融資産の蓄積を志向せしめ、それが家計における金利選好を高

めているもう一つの要因となっているといえる。

事実、世代的には団塊の世代にあたる30歳代を中心とする若年世代で金利選好が特に強まっているが、それは、この世代の人口規模が大きく、この世代が高齢者になる時期には、我が国の高齢化が急速に進展するため、将来に対する不安が現在の高齢世代よりも大きいからであると考えられる。

今や、生涯にわたっての生活を保障するために、預貯金や生命保険、個人年金等、金融資産を長期的生活設計に基づき有効に選択することが、各世帯に課せられた課題となってきている。

(7) 金融資産選択と税制

このように、金利選好、収益性重視の傾向は、今後資産選択に対し税制の与える影響を拡大させると考えられる。

昭和56年度における「貯蓄についての調査」（東京大学文学部社会学研究室）、及び「貯蓄動向調査」（総理府統計局）の個票データを用い税制と資産選択に関する分析を行った結果は、次のとおりであり、金融資産選択に対し税制が影響することが実証された。

定期預金は金融資産の増加とともに増えつづけ、高額資産者では、その保有額は1人当たりマル優限度額を突破する。これは家族名義口座が利用されているためではないかと推察される。一方、郵便貯金については預入限度で頭うちがみられ、その傾向は家族数によっては変わらない。

株式、債券、投資信託は高額資産者ほど絶対額もポートフォリオ中の構成比も増大

する。株式、債券について、この傾向が税制上の有利さによると判断しうる場合もあるが、全体としては必ずしも明確ではない。特に株式については、一般になじみの薄い資産といえるのかもしれない。

ただし、税に関する知識や関心が高いほど、定期預金が減少し、株式等が増える結果となっている。

現行の少額貯蓄優遇制度が金融資産のポートフォリオ選択に与える影響は、一つには定期預金をかなりの額までのばすところにあり、一つには郵便貯金を預入限度で抑えているところにあると思われる。

(8) 生命保険に対する国民の比較需要分析

社会経済環境が変化する中で、国民が生命保険を契約するに際し、どのような行動を行っているかは今後の生命保険事業を展望するに当たって重要な要素である。

まず、「貯蓄動向調査」により簡易保険と民間保険の各々に対する国民の需要に関する所得、年齢、持家、世帯員数、職業等の主要因別に分析を行ったところ、簡保と民保とは、性格がかなり異なることが明らかにされた。とりわけ、加入者の所得（比較的 low 所得で簡保が多い）、年齢（比較的高年齢で簡保が多い）、職業（自営業で簡保が多い）等の点で顕著な差がみられる（地域的な点でも補完関係があると考えられる）。

この結論は、これまで部分的には指摘されていた点であるが、必ずしも正確ではなかった。今回の結果は、「他の条件を一定にした場合の当該指標のみの影響」について重回帰分析を用いて得られたものである。

これにより、簡保と民保に対する国民の需要構造にはかなりの差があり、これらは競合的というよりは相互補完的なものであることが初めて証明されたといえる。

また、簡易保険と民間保険と経営比較を試みるため、財務諸表を中心として成長性、収益性、商品構成、事業費率等の点から主として財務分析手法を用いて相互比較を行うとともに主成分分析を行うことにより、経営特性の比較を行った。この結果、簡易保険事業の経営は、民間各社とかなり異なった特徴をもっていることが実証された。

3 消費者ニーズの変化と対応

社会経済環境の変化に伴い、生命保険事業に対する消費者ニーズや要望は増大かつ多様化するとともに深刻さを増すものと考えられる。

ここでは、2の分析をもとに、消費者ニーズの変化とその対応を検討してみる。

(1) 社会保障制度の変化、自助努力の拡大

公的年金制度、医療保険制度は、現在改革が行われているが、高齢化社会に向かって基本的には給付の引下げの方向であるとともに、必ずしも将来的な安定感が得られない等、今後の政策にまつべき要素が多く、先き行きが不透明となっている。

このため、自助努力により生活保障を行わざるを得ないという意識が強く出てきており、消費者の生命保険分野に対するニーズがますます増大しつつある。とりわけ、個人年金保険に対するニーズは大きくなり、より加入しやすく、かつ、より安価な商品の提供が強く求められる一方、医療・入院

分野に関する商品の充実がなお一層必要と考えられる。

(2) 安定した老後生活

21世紀に向かったの超高齢化社会は、高齢人口が年少人口を上回る社会であるとともに、高齢人口が更に高齢化する社会でもある。とりわけ、75歳以上の高齢者の増加の伸び率はきわだって大きい。高齢人口の中の高齢者の割合の急増は老人核家族、老人単身者の急増を意味するとともに、寝たきり老人などを含む社会福祉及び医療サービスの需要の増大を招かざるを得なくなると考えられる。

とりわけ、男女別の死亡率の差からみて、高齢者における男女数の不均衡は著しくなり、高齢女性の絶対数が急速に増加すると考えられ、その扶養をめくり大きな問題が生じてくる。

このような状態は、ほかでもなく、現在の働き手自身が遭遇する問題であり、公的福祉制度を補完するものとしてこれらの事態に対応可能な、自助努力をベースとした生命保険の新しい分野に対するニーズは、極めて深刻なものとなる。とりわけ、給付システムが整わない場合には、財産があっても具体的なサービスにかえられない事態も考えられ、単なる金銭給付にとどまらず、現物給付等幅広いサービスの提供とリンクした保険サービスの開発が切実に求められてくると考えられる。

(3) 生存保障の重視と死亡保障

高齢化の進展の中で、生命保険に期待する保障の形態が急激に変わりつつある。自

らの生存は自らで守る必要があるという意識が高くなり、死亡保障から生存保障へと主体が移ってくるといえる。この傾向はすでに、定期付養老保険を中心とする保障性重視から、養老保険等資産形成の面を色こくもつ生命保険契約の増加となってあらわれてきており、とりわけ個人年金保険の急増に象徴される。

また一方において、家族の役割が従前にまして重要となることから、次代を担うべき子供の育成や、万が一の場合における遺族生活の長期性の観点から、死亡保障に対する期待もなお一層高まってくる。このように自らの生存保障と、遺族のための死亡保障を含め、消費者が自らの保障についてライフサイクルの変化にあわせ設計可能な生命保険サービスの提供が要請されてくる。このため、従来のような単品商品主体でなく、生涯にわたる保障体系を基礎として、契約変更に伴う損失を生じることなく、契約者が時点時点で契約内容を点検し、必要に応じて自在に変更しうる選択性の強いサービス、いわば被保険者主体の新しい契約概念を導入することが切実に求められるものと考えられる。

(4) 消費者意識の向上と知識の増大、金利選好

このような中で、消費者の生命保険に対する知識は、極めて一般化する一方、その選択に対し、自由な意思で自分が購入する保険商品を決定する方向がより強まると考えられる。これまでのような、保険セールスマン側からの「おすすめ」による決定から、自己のニーズに合わせ、内容として何

を扱うかということが主体的に認識されるようになる。いわば、保険消費者の復権が生じると考えられる。

この結果、保険セールスマンの役割が今後変わってこざるを得ないとともに、商品内容、経営内容のディスクロズ、商品の多様化、選択の自在性が何よりも要請されるといえる。

また、高齢化をはじめとする社会情勢の変化をうけて、金融資産選択に対する金利選好が高まってきているが、今後における保険商品へのニーズの増大を受けて、資産選択として、生命保険、個人年金が選択される傾向が高くなる。この結果、生命保険に対してもその貯蓄部分（キャッシュバリュー）に対する金利の要素が重視されるとともに、付加部分（ローディング）を含め、全体としての利回りが、他の金融資産との比較の中で大きな関心を集めるものと考えられ、預貯金、新金融商品等に遜色ない利回りを持つ商品開発及びこれを実現する新しい運用システムが要請されてくる。

(5) 長期的信頼性、給付の確実性

生命保険、個人年金へのニーズは、このように高齢化をはじめとする変化の中で、極めて多様化すると考えられるが、より本質的には、商品・サービスの提供に当たり、信頼性がより一層強く求められると考えられる。生命保険、個人年金の契約は、生存保障重視の傾向を受けて、生涯のライフサイクル全般にわたり保障することが必要となってくるが、このような長期的契約の維持については信頼性が極めて重要である。仮に失効解約の増加をもたらすことがあれ

ば、その損害が消費者にふりかかるものであり、国民の自助努力にこたえるものとしての生命保険事業の在り方自体が問われることとなる。

また、今後契約期間の長期化に伴う加入者の地理的移動が予想されるが、この場合においても給付が確実かつ利便性の高い方法で行われるようなシステムが更に重要となってくる。

(6) わかりやすい商品

以上のように、商品購入に当たって、消費者自らの意思による選択行為が今後増大するものと考えられるが、このためには、商品の基礎となっている生命保険法理と生命保険数理に関する理解を消費者がもてるような条件づくりが必要となる。

今後の商品設計は、コンピュータ処理等により複雑化する傾向がある。また、これらの商品がエレクトロニクス機器を通じて提供される傾向が強まることから、販売担当者自身が、基礎的理解のないまま消費者に対面する事態が生じ、消費者との間のトラブルが発生する恐れがある。

このため、今後、商品の提供に当たっては、生命保険法理や数理をできる取り消費者にわかりやすく説明していくことが求められる。また、その内容は消費者・大衆の常識に照らし納得できるものであることが必要である。また、このような中で保険数理についても研究を更に進め、消費者のニーズの変化に応じ新しい商品の設計を可能とするよう努力していくことも要請されよう。

(7) 情報システムと現実サービス間のハイタッチな連絡

高齢化の急速な進展の中でエレクトロニクス化が急速に進展することになるところから、これらのシステムになじむ層となじまない層の分化が生じるおそれもある。

第三次オンライン化及び今後の情報システムの発展によって、各種のサービスが双方向システムによって提供されると考えられるが、とりわけ高齢者を中心として、これらのサービスを楽しむことができない層が生じる可能性が強く、この面に対する対策が必要である。

このため、たとえば外務員が質のよいポータブル端末機を持参し、顧客に対し公平に情報を提供する等、消費者と情報システムとの間における信頼性の高い人的な連絡システムの存在は、とりわけ長期性を前提とする生命保険・年金契約に基づくサービス提供にとっては不可欠であり、このような人的なシステムが新しい社会的サービスとして確立することが求められよう。

(8) 公平な商品選択機会、情報の提供

エレクトロニクス化による商品設計は、特に米国においてみられるように、ユニバーサル・ライフ、バリアブル・ライフ等これまでの伝統的商品とは異なった自由性、自在性をもった新しいタイプの商品開発となっており、とりわけ金融の自由化に伴う競争の激化がこれを促進している。また、その商品開発においては、規制緩和、税制等の環境の変化をも受けて、淡々と新種商品が開発されており、商品の寿命は著しく短期化し2~3年をまたず次

の商品にとってかわるという現象が生じている。

このような中で、商品が複雑化する一方、商品開発コストの増加をもたらす、企業サイドの顧客選別が一層強化される傾向にある。

この結果、消費者における公平な商品選択機会が失われるおそれがあるとともに、商品選択に関する情報の提供が偏り、所得階層の分化をより促進する可能性があることは十分に認識されなければならない。

また、本来長期的性格のものとして販売された商品も、商品寿命の短期化により、契約を管理するための費用等との関係から、消費者の意思にかかわらず、契約の変更を求められる等、実質的に短期化される可能性が強く、消費者の利益が損なわれるおそれもある。

このような結果、消費者の利益を主体とした運営がより一層求められてくる。

(9) 税制上の優遇措置

高齢化の動向、公的年金の動向を考えると、老後生活の基礎的部分を超えるゆとりのある生活は、国民一人ひとりの自助努力に待つべきところが大きい。今後、可処分所得のかなりの部分を貯蓄にまわす必要が生じてくるが、自助努力によって活力ある社会をつくっていくためには、公的なものと私的なものをバランスよく調整していくことが必要である。

このため、国民の自立的な生活設計を積極的に誘導すべく、生命保険・個人年金等に対して、税制上の優遇措置を拡充していくことの意義は大きい。

また、国民の税制に対する関心は、近年の収益性志向とあいまって高まってきていることや、前述したように、公的年金の拡充に伴う貯蓄率の減少による社会全体の生産性の低下を未然に防ぐためにも生命保険や個人年金に対する税制上の優遇措置が重要である。

(10) 総合金融化

金融の自由化、国際化が進展する中で、今後、保険、銀行、証券、クレジット等、異業種相互間の乗り入れや提携が一層促進されてくると考えられる。

生命保険事業が損害保険事業を兼営したり、付随業務や周辺業務を兼業する、いわゆる総合金融化を図る場合には、経営多角化のメリットを追求しうる可能性が大きいといえ、これにより、消費者のニーズにあった高付加価値のサービスを提供していくことができよう。

今後、金融の自由化、国際化が更に進み、金融機関相互の垣根が低くなった場合には、生命保険事業においても本格的な総合金融機関化への道を摸索していく必要がある。

4 消費者ニーズの増大及び多様化と生命保険事業の対応

(1) 消費者への商品・サービス提供システム

今後21世紀に向かって、生命保険事業に対する消費者のニーズや要望は著しく高まってくるとともに、極めて増大してくることが明らかとなった。

このような中で、我が国の生命保険事業が、大きくわけて、民間の生命保険会社、

国営の簡易保険事業及び農協等各種共済事業の3つのシステムにより行われている意義は大きい。

これまでの過程をふりかえってみても、この3つのシステムのもとでそれぞれの特徴を生かして互いに努力をはらうことにより、各種商品の開発、保険料の低減をはじめ、サービスを改善・向上させるなど国民へのサービス強化が行われてきたことは深く認識する必要がある。これが今日の生命保険の発展につながっているといえる。

とりわけ、今後急速に進む高齢化は技術革新とあいまって、予想をはるかに超える影響を国民生活あるいは国民意識に与えると考えられる。

このような情勢下において生命保険の提供に当たり、多様なシステムが存立する意味は従前にもまして大きくなるといえる。

(2) ニーズの増大及び多様化と提供システムの対応

社会・経済環境の変化に伴う情勢の急速な進展は、これらのニーズや要望に対し生命保険事業が国民生活の安定のため、早期に対応し、かつ実現を期することを求めている。

各提供システムは、その歴史、商品特性、店舗、外務員等にそれぞれの特徴をもち、我々が実施した経営分析や実証分析においても、そのサービスに対する国民の加入行動は競争を前提としながらも現実的には相互補完する形態で行われることが明らかとなった。

したがって、各システムがそれぞれの立場において切実な国民のニーズや要望に対

し、そのもつ特質をなお一層生かしていくことにより、実質的競争関係のもとにおいて、国民へのサービスを互いに競い合って提供して行くとともに、事業の一層の健全化と信頼性の強化に向けてあいともに努力を続けていけば、ニーズや要望の早期実現が期待できると考える。

また、このように各システムにおけるニーズへの対応努力を通じて国民へのサービスの強化に向けて競争が促進される中で、消費者による選択行為を通じ経営が評価される体制が確立されることは、今後の時代において望ましい形態であるといえ、各システムにおける現行規制は、消費者の保護にもとらない限り、できるだけ緩和される必要がある。

5 簡易保険事業の役割と課題

(1) 簡易保険事業の特質と役割

簡易保険事業は、これまでの歴史的経緯の中でつちかわれた国民からの信頼と、全国津々浦々に設置された郵便局を通じ、効率的かつ公正なサービスを提供し、生命保険の普遍的普及を図り、国民の福祉に寄与してきたという側面、及び船団体制になりがちな民間業界に対し、実質的な競争効果を与え、国民へのサービス向上を図ってきたという側面は、注目すべき特質である。

特に簡易保険のサービスが、郵便局において、郵便、貯金各事業とともに一体として提供されていることは、今後の高齢化社会の進展に対し、大きな意義をもつものである。すなわち、郵便局を土台とすることにより、全国的でかつ誰もが利用できるサービス、地域社会に密着したサービス、信頼

性の高い長期的・安定的なサービスの提供をなしうるのであり、この側面は、今後の国民生活の安定にとって極めて重要である。

したがって、簡易保険事業としては、今後、その盛衰は、あくまで、国民、消費者の選択行為により評価されることを十分に認識し、国民のニーズや要望に積極的に対応してサービス向上に努力していく必要がある。とりわけ、高齢化問題に対し、これまでの伝統と特質を一層活用し、国民生活の向上に寄与していくことが期待される。

(2) 簡易保険事業の課題

簡易保険事業は、他の供給システムと同様に「3 消費者ニーズの変化と対応」で述べた方向に向かって全力をあげる必要があるが、以上のような特質と役割にかんがみ、今後特に推進すべき課題について述べる。

なお、これらの課題については、制度改善を含め関係者による真摯な努力が必要であることを付言する。

ア 効率的経営の一層の推進

既に見たように、国民のニーズは、安価にして信頼性の高いサービスを切実に求めている。このため、業務全般にわたって効率化及び品質向上策について一層の強化を図る必要がある。とりわけ、エレクトロニクス化の推進により、事務処理の一層の効率化、迅速化、省力化を行うとともにサービスの質の拡充、強化を図ることは必要不可欠である。

イ 契約の総合化

保険加入者が自らの保障について、ライフサイクルの変化にあわせ設計可能な形態をとれるようにすることが求められている。このためには、従来の単品商品主体でなく、被保険者を主体とした生涯にわたる保障体系を契約の基礎とする選択性の強いサービスをわかりやすく提供することが必要となる。契約者が常時自らの生涯保障状況について把握でき、これに基づいて契約内容を自らの必要に応じ自在に変更しうる契約体系の確立は重要である。この中で、簡易生命保険と郵便年金の組み合わせ、簡易保険から郵便年金への変更、疾病傷害特約の自在化等検討すべき課題は多い。

ウ 消費者のニーズに応える商品・サービスの充実

商品及びサービスの改善・開発に当たり、消費者のニーズや要望の変化を常に研究し、これにこたえられるよう努力するとともに、金融の自由化、エレクトロニクス化の進展にかんがみ、自在性をそなえた商品の研究及び開発を行うことが必要である。なお、商品設計に当たっては従来の枠にとらわれない新しい商品の仕組みも必要となろう。

また一方で、新しい時代に応じ、生命保険法理や数理をわかりやすく消費者に説明していく努力が一層求められてこよう。

エ 職員サービスの向上

職員の信頼性を高め、商品知識はもとより、生涯保障について正確にわかりや

すく説明し、かつ、相談にのれる力をつけるとともに、国民の生活形態の変化にあわせたサービス提供（勤務時間、窓口時間の弾力化、保険料の自動払等）を行うこと、とりわけ、郵便局機能を考慮し、三事業一体のメリットを一層活用する等、簡易保険事業ならではの質の高いサービスのあり方について検討を進める必要がある。

オ 地域との連携の強化

情報化の進展に伴い、各種のネットワークサービスを活用し、公平な情報伝達に努めるとともに、情報システムと消費者間のハイタッチなサービスによる結合をめざすことが望まれる。この場合において、単に商品の情報を与えるだけでなく、幅広く各種情報を提供する等のことも検討する必要がある。とりわけ、郵便局の地域密着性と国民の信頼性の強さにかんがみ、この機能を幅広く開放する方策が工夫されてもよい。

カ 資金運用のあり方の見直し

資金運用については、金融の自由化・国際化に的確に対応し、加入者への利益還元を増進を図るとともに、財投制度を取り巻く金融経済環境の変化に応じ、財投への協力運用のあり方を見直していくことが必要である。

簡保・年金資金は、确实、有利、公共の利益の三原則により運営されているが、今後の金融の自由化等の進展により、競争が一段と厳しいものとなってくると予想されることから、何よりも生命保険事

業の健全なる経営及び加入者の共同準備財産という資金の性格を基本とした運用を一層進めていくことが要請されよう。このため、今後は運用原則のうち「有利」の側面が更に重視されることが望ましいほか、これらの変化に対応した運用制度自体のあり方についても、鋭意検討が進められるべきである。

キ 税制優遇の推進

なお、今後の高齢化社会を控え、国の社会保障制度は国民の生活保障を行う上で、財政上一定の限界があり、国民の自助努力の必要性は更に高まってくるが、これを助成するため、生命保険や個人年金に対する税制の優遇措置のより一層の充実が望まれる。

ク 加入者福祉施設の見直し

加入者福祉施設については、人口構造の高齢化、健康を重視する気運の高まりに対応するため、健康を維持・増進するための施設や老人福祉のための施設の質的充実を図るとともに、高齢化に伴う要介護老人の増加とこれに伴う家族負担の軽減を図るため、これらの変化に対応して、たとえばデイケア、ショートステイ等の新たな機能をもった福祉施設の設置について検討を進めるべきである。

ケ 総合福祉システムへの寄与

今後とくに深刻化する高齢化問題に対応するため、従前の分野にとらわれず、次節で提案する新しい総合福祉システムに対し積極的に取り組み、新たな業務分

野を先導的に開拓していくことを期待する。

6 総合福祉システムの構築に向けて

(1) 総合福祉システムの必要性

人口構造の変化に伴う高齢化は、単に不可避の傾向であるのみならず、同時代人が担うべき宿命でもある。

特に、超高齢化社会の到来とともに生じる老人福祉の問題については、国民的課題としてとらえるべきであり、生命保険事業においてもこれに積極的に対応していく必要がある。なかでも、高齢者に対する在宅福祉サービスなどへのニーズが高まるとともに、とりわけ要介護者問題が深刻化することが予想されること、公的な社会保障制度のみでは、財政上の面からその需要を必ずしも十分には満たすことができず、自助努力による相互扶助が必要であることから、これに対応するため単なる金銭給付にとどまらず現物給付等幅広いサービスを実現するシステム（私的な総合福祉システム）の構築は喫緊の課題であり、今後、生命保険事業が真剣に検討すべきものである。

(2) 郵便局ネットワークの活用

なお、このシステムを構築するには多大の経費を要すること、普及に時間を要することが容易に予想されるが、簡易保険は全国的に配置された郵便局を通じ、地域に密着したサービス活動を行っていること、また、全国的に加入者福祉活動を展開していることから、これらの資源や経験を有効に活用していくことによって総合福祉システムを効率的かつ強固な基盤のあるものとし

て設計可能であり、また、その普及を図ることも可能であると考えられる。

また、非営利であることにより、必要に応じ国、地方公共団体、その他公共サービス機関との協働が可能である。

非営利で国によって運営されている郵便局を中核としてシステム化を図ることは、特に、次の点からも重要と考えられる。

ア．契約の長期にわたる維持・管理と将来における確実な給付を実現するシステムが必要であること。

イ．供給側の良質なサービスや、需要者の延命は、供給側の経費の負担増と平行な関係にあり、モラルリスクの問題を招来させないようにする必要があること。

ウ．そのサービスの提供が一部の高所得者、高額資産保有者に偏りがちになる可能性をさけるとともに、企業経営上有利な地域に偏ることのないよう配慮する必要があること。

エ．プライバシーの保全が特に重要なこと。

(3) 総合システムの構想

総合福祉システムは、現物給付を可能とする新しい概念に基づく保険商品とその給付システムを総合化したサービスシステムとして構想する。現物給付付き保険商品では、当該給付の保証がない限り成立しえず、ニーズに対応できない。このため、給付システムを伴うことが重要である。

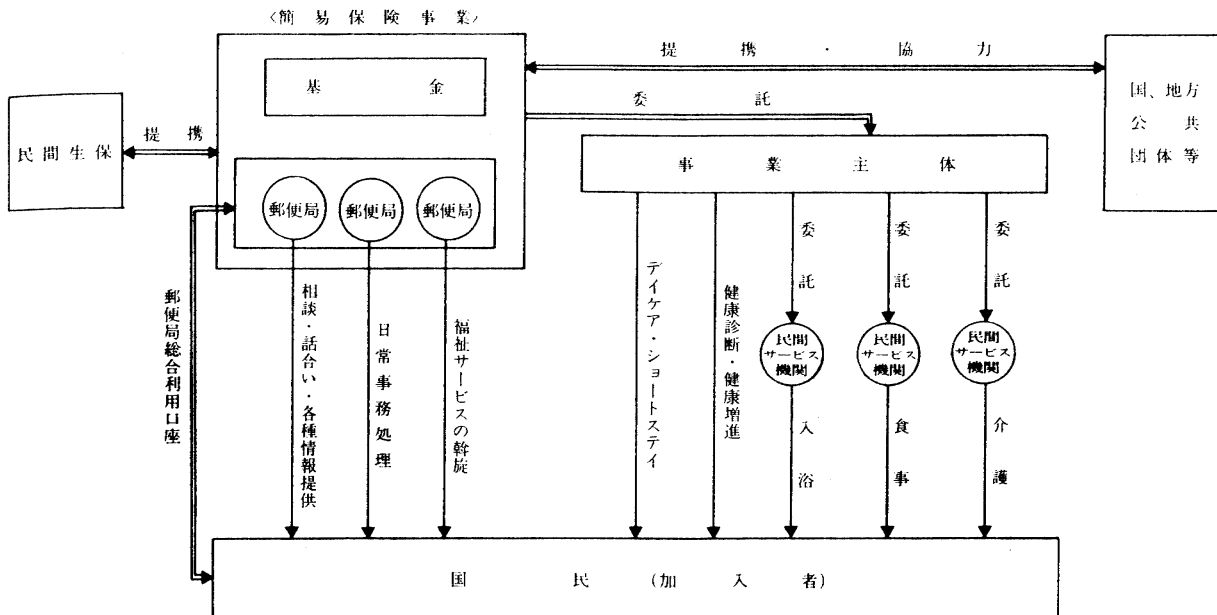
なお、現物給付付き保険商品の設計に当たっては、給付内容、給付コスト等との関連で検討されるべき課題は多いが、特に、現在の簡易保険、郵便年金との関係や長期にわたる契約の維持と将来における確実な給付を実現する方策（基金のあり方、給付システムのあり方等）を検討する必要がある。

また、給付内容については、あくまで自助努力によるものであるため、全体として、給付に極端な不均衡をもたらすことがないように、加入者全体の立場から漸進的にすすめる、給付システムの展開をみながら内容の強化を図っていくことも必要であろう。

さらに、公的システムとの調和を図る上から地方公共団体等との連携も重要となる。

以上の観点を考慮し、給付システムについて想定図の一例を示す。

給付システムの想定図（案）



(4) 総合福祉システムの実現に向けて

総合福祉システムにおいては、以上のように、給付内容、商品の設計のほか、公共団体との連携、郵便局の機能、とりわけ職員の訓練、共同の基金の運用のあり方、給付システムの建設、法制度のあり方等その他多くの課題があるため、今後、これらの課題を踏まえて、その早急な実現に向けて

の研究を行うべきである。

また、民間等による同様商品の販売を促進させるため、以上のサービスを含む郵便局サービスを総合的に利用できる「郵便局総合利用口座」を検討し、この口座の利用を民間等にも開放する道を開くことによって、このシステムの利用を可能とすることも考えられる。